

「改正高年齢者雇用安定法 その1」



今年4月1日から、高年齢者雇用安定法が改正されます。次に挙げる4つのポイントが有る点に注意が必要です。

- ① 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止
- ② 継続雇用制度の対象者が雇用される企業範囲の拡大
- ③ 義務違反企業に対する公表規定の導入
- ④ 雇用機会増大の目標対象者を65歳以上に迄拡大

今回の法改正は、厚生老齢年金の支給開始年齢引上げと密接に関連しています。

その関係を具体的に見てみましょう。

会社に勤務して来た男性、いわゆる第2号被保険者と言われる方の老齢厚生年金の支給開始年齢が、今年4月から60歳から61歳に引上げられます。今後さらに引上げられ、最終的には男性では2025年、女性では5年遅れの2030年に年金は65歳開始となります。

老齢厚生年金は2階建てで、1階基礎の定額部分【老齢基礎年金】と2階の報酬比例部分【老齢厚生年金】から成り立っており、2001年4月より1階部分の支給開始年齢が受給者の生年月日の区分により引上げられて来ました。その定額部分の引上げが完了し、今年からいよいよ2階建て部分の老齢厚生年金が引上げられます。

2001年からの引上げを受け、2004年の高年齢雇用安定法の改正時に義務付けられた①『定年の引上げ』②『定年の定め廃止』③『継続雇用制度の導入』のうち、現在、定年を60歳とし、『継続雇用制度』による65歳までの雇用延長を可能としている企業数が83.9%に上っています。しかしこの制度自体は65歳までの雇用を義務付けるものではなく、制度を運用している企業の5割強が労使協定で基準を縛り、企業側に継続雇用者の選択の余地を持たせていました。その基準には本人の健康状態や出勤率、勤務態度という本人の評価のみならず、企業の業績評価までも勘案する事が認められていたのです。実際<約5割の企業で業績評価の要件がある>という、労働政策研究・研修機構のデータが出ています。

これら従来の高年齢者雇用安定法では、雇用と年金の非接続による「厚生年金の2013年問題」つまり「給与無し」「年金無し」の『収入空白期間』という重大な問題が発生します。その対応策として、今回の改正において、基準年齢<厚生年金報酬比例部分の支給開始年齢>前の、希望者全員の継続雇用の義務化により、<空白期間を埋める措置>が実施される事になりました。

企業側の裁量権重視から、従業員の希望を継続雇用の第1要件とする事で、<空白期間>問題の発生を最小化するとともに、2025年迄に企業の65歳までの積極的な雇用義務を課す事になります。

2011年の厚生労働省の調査によると、60歳定年時に雇用継続の希望を出さなかった人の割合は、24.6%【31人以上の企業対象】ですが、今後の年金支給年齢の引上げにより、生活安定の為に収入を求め、必然的に継続雇用の希望者は増加すると考えられます。

企業が希望者全員を受け入れる事により、国はその増加高年齢者による社会保険料の徴収が可能となり、さらに源泉税等の付随的税収は上昇すると考えられます。一方企業は、高年齢者の増加により人件費としてのコストは確実に増加すると共に、その活用に関しても新たな課題を抱える事になります。年金財政が逼迫している国の現状に対応する様、企業に大きな協力体制が求められる事になります。

今回の高年齢者雇用安定法の改正点の最大の特徴は、①に示した『労使協定基準による対象者の限定』が出来なくなった事です。基本、希望者全員を継続雇用の対象者とする事が求められますが、2つの例外規定が有る事には注意が必要です。

1つ目は、労働者が解雇事由に該当する場合、継続雇用の義務は無い点。2つ目が平成37年3月31日迄の経過措置として、基準年齢を超えた対象者<厚生年金報酬比例部分の支給開始年齢以後の者>の継続基準を労使協定で定める事により、それらの方の継続雇用を留保することが可能である点です。

猶予措置はあるものの、少子高齢化に向かうこれからの時代、企業にとって貴重な労働力となり得る、積極的な高年齢者の有効活用こそが今後の課題となると思われまます。

〈著者プロフィール〉

鷺澤 充代 氏

特定社会保険労務士、中小企業診断士、株式会社 鷺澤経営労務研究所 代表取締役。

武蔵野音楽大学卒。使用者側に立った企業のリスクヘッジと従業員のモチベーションアップを提案。各種法人会・組合・全国の会計事務所におき労務問題対策への指導を行う。事業再生現場からの視点での人事労務対策について、実務経営サービス出版『月刊実務経営ニュース』へ寄稿。社団法人事業再生支援協会（SRC）会員、事業再生研究会（JSK）会員、JSK人材活性応援隊東京メンバー。

◇今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士FP 実務研究会事務局では、FP 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士FP 実務研究会事務局【㈱日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。TEL 03-3340-4488